

徳島県告示第百十五号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和八年三月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 (八R)―N・N―ジエチル―六―メチル―「四―(トリメチルシリル)ベンゾイル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド (通称 一S B―L S D) 及びその塩類

2 化学名 一―「二―(三―クロロフェニル)シクロヘキシル」ペペリジン (通称 三C l―P C P、三―C h l o r o―P C P) 及びその塩類

3 化学名 四―メチル―「二―メチルフェニル」―二―(ピロリジン―「ペンタン―「一―オン (通称 二m e―P i H P、二m e―P H i P、二―m e t h y l―a―P i H P、二―m e t h y l―a―P H i P) 及びその塩類

4 化学名 プロパン―二―イル 一―(一―フェニルエチル)―「一H―イミダゾール―五―カルボキシラート (通称 I s o p r o p o x a t e) 及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和八年三月五日